

第 6 2 号議案

中間市特別会計設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市特別会計設置条例の一部を改正する条例

中間市特別会計設置条例（昭和39年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の中間市特別会計設置条例第1条第2号に規定する中間市住宅新築資金等特別会計の未収金及び未支出金の整理については、令和8年5月31日までの間、なお従前の例による。

中間市特別会計設置条例新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を設置する。 (1) (略) <u>(2)</u> (略)	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を設置する。 (1) (略) <u>(2)</u> <u>中間市住宅新築資金等特別会計</u> <u>(3)</u> (略)